教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第　７５号　令和５年度岩国市一般会計補正予算（第５号）
議案第１００号　令和５年度岩国市一般会計補正予算（第６号）
以上２議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。
議案第　７６号　令和５年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議案第　７７号　令和５年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
議案第　７８号　令和５年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案第　８９号　岩国市放課後児童の保育に関する条例の一部を改正する条例
議案第　９０号　岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第　９１号　岩国市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例
議案第　９９号　指定管理者の指定について
議案第１０１号　岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例
以上８議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第７５号　令和５年度岩国市一般会計補正予算（第５号）についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

民生費の児童福祉費の放課後児童育成費に関し、
委員中から、「放課後児童教室の待機児童が解消されていない中、本来であれば放課後支援員を増員しなければならないと考えるが、なぜ放課後支援員の報酬が減額となっているのか」との質疑があり、
当局から、「待機児童が発生する主な理由は、場所が確保できないために児童を受け入れることができないことにあり、支援員の増員による対策では解消が困難である。一方で、愛宕地区及び東地区においては場所を確保できたため、施設を開設するための補正予算をこのたび計上させていただいている」との答弁がありました。
これを受けて、委員中から、学校の余裕教室を放課後児童教室として活用することについて質疑があり、
当局から、「現在、余裕教室を積極的に活用しているものの、セキュリティー等の条件から活用できる場所は校舎の１階の余裕教室に限定されており、これ以上の対応は困難である。そのため、学校からあまり離れていない場所で、収容人数などの条件が合う物件の活用を検討しており、例えば岩国小学校などは空き店舗に教室を設けている」との答弁がありました。

次に、民生費の児童福祉費の障害児支援費の障害児通所等給付費に関し、

委員中から、障害児通所等給付事業の概要について質疑があり、
当局から、「児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援の４つの事業を展開している」との答弁がありました。
これを受けて、委員中から、新しく開設された事業所について質疑があり、
当局から、「令和５年度に児童発達支援事業所が１か所、放課後等デイサービス事業所が２か所、保育所等訪問支援事業所が１か所開設された」との答弁がありました。
これを受けて、委員中から、「施設が増えることはありがたい反面、保育児童に対する虐待などのニュースを目にすることもあり、保護者の方が不安を感じることも考えられるが、そのような場合の市としての対応について問う」との質疑があり、
当局から、「保護者からそのような相談を受けた場合には、市として、該当事業所から状況を確認し、適切な対応を取るとともに、必要に応じて保護者の希望する他の事業所が利用できるよう調整を図っていきたい」との答弁がありました。
これを受けて、委員中から、「市として間に入ることで、保護者が安心して子供を預けられる環境をつくっていただきたい」との要望がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第９９号　指定管理者の指定についてにつきましては、討論において、一部委員から、「岩国市英語交流センターの運営については、指定管理者制度によるのではなく、英語が話せる方を雇用して市が直営すべきと考えるため、本議案に反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。